

茨城県企業局低入札価格調査制度対象工事の監督体制等の強化に係る運用基準

第1 監督体制等の強化

茨城県企業局低入札価格調査制度対象工事の監督体制等の強化に係る実施要領（以下「要領」という。）第2条に規定する監督体制等の強化に関する措置は、別表1のとおり運用すること。

別表1

監督体制等の強化に関する事項	監督体制等の強化の実施内容
(1) 施工体制台帳等の提出及びその内容のヒアリング	<p>当該工事の監督を実施する事務所の所長（以下「所長」という。）は、茨城県建設工事施工適正化指針及び建設工事請負契約約款に定める「下請人通知書、施工体制台帳、再下請通知書及び施工体系図」を請負人から提出させるに際して、請負人からその内容について厳格なヒアリングを行うこと。</p> <p>なお、ヒアリングにあたっては、茨城県企業局低入札価格調査制度実施運営要領（平成10年10月1日施行、以下「運営要領」という。）第6条の規定に基づく調査時の内容と整合し、適正に工事が施工されるかの確認を厳格に行うこと。この際、内容の整合がとれていない場合は、その理由を詳細に聴取すること。</p> <p>当該工事が本局契約の場合は、上記のヒアリング結果を本局施設課長へ報告すること。</p>
(2) 施工計画書の内容のヒアリング	<p>所長は、共通仕様書に基づき施工計画書を提出させるに際して、請負人からその内容について厳格なヒアリングを行うこと。なお、ヒアリングにあたっては、運営要領第6条の規定に基づく調査時の内容と整合し、適正に工事が施工されるかの確認を厳格に行うこと。この際、内容の整合がとれていない場合は、その理由を詳細に聴取すること。</p> <p>当該工事が本局契約の場合は、上記のヒアリング結果を本局施設課長へ報告すること。</p>
(3) 重点的な監督業務の実施	<p>監督を実施する頻度は、当該工事と同種同規模程度の工事で一般的に想定される現場での監督回数の概ね1.5～2倍程度とすること。</p> <p>監督を実施する場合は、主任技術者又は監理技術者の立会を求めるものとし、あらかじめ提出された施工体制台帳及び施工計画書の記載内容に沿った施工が実施されているかの確認も併せて厳格に行うこと。この際、実際の施工が記載内容と異なるときは、その理由を現場代理人から詳細に聴取すること。</p> <p>監督員は、当該工事に係る監督業務において、段階確認、施工の検査を実施するにあたっては、臨場することとし、厳格に行うこと。（机上での確認は不可とする）</p> <p>監督員は、上記及びの監督を実施したときは、工事の概要、施工状況、工程及び施工体制等の状況を監督票に記録し、所長に報告すること。</p> <p>監督業務については、所長は入札後速やかに本局施設課と調整し、その補完業務を（財）茨城県建設技術公社等に外部委託するなどに</p>

	<p>より，効率的かつ重点的な監督業務の執行に努めること。</p> <p>総合評価方式による工事については，簡易型の場合は茨城県企業局総合評価方式試行要領第 6 条第 3 項(5)に規定された施工計画(様式第 5 号)に，標準型の場合は同第 12 条に規定された技術提案書(様式第 8 号)に記載された内容の履行確認を厳格に行うこと。</p>
(4) 労働安全担当機関との連携	<p>所長（当該工事が本局契約の場合は本局施設課）は，安全な施工の確保及び労働者への適正な賃金支払の確保の観点から，当該工事の内容を所轄の労働基準監督署へ様式 1 により通知するものとする。なお，当該工事に係る労働基準監督署からの照会の対応については，当該工事の監督を実施する事務所の当該工事担当課長が行うものとする。</p>
(5) 厳格な検査の実施	<p>茨城県企業局建設工事検査要領（以下「検査要領」という。）第 3 条に規定する中間検査を実施する頻度は，当該工事と同種同規模程度の工事で一般的に想定される頻度の概ね 1.5～2 倍程度（最低 2 回以上を目安とする）とする。また，監督員は，中間検査の回数及び項目について工事契約後速やかに検査員と協議すること。</p>
(6) 施工体制の立ち入り点検	<p>平成 15 年 5 月 1 日付け企総第 251 号(企業局長通知)「工事現場における適正な施工体制の確保等について」に基づく施工体制の立ち入り点検を実施する際は，安全な施工の確保及び労働者への適正な賃金の支払いについて特に留意すること。</p>

第 2 特記仕様書への明示

要領第 4 条に規定する特記仕様書への明示については，別表 2 の記載例を参考にすること。なお，特記仕様書に明示することにより契約の一部となることに留意すること。

別表 2

特記仕様書記載例
<p>(低入札価格調査制度における調査対象工事の監督体制等の強化)</p> <p>第 条 請負人は，調査基準価格を下回る価格で落札した場合には，茨城県建設工事施工適正化指針及び建設工事請負契約約款に定める下請人通知書，施工体制台帳，再下請通知書及び施工体系図の提出に際し，発注者からその内容についてヒアリングを求められた場合は，応じなければならない。</p> <p>2 請負人は，共通仕様書に基づく施工計画書の提出に際し，発注者からその内容についてヒアリングを求められた場合は，応じなければならない。</p> <p>3 請負人は，監督員が当該工事の監督業務を行う際は，主任技術者又は監理技術者を立ち合わせなければならない。</p>

(様式1) 運用基準第1別表1(4)関係

平成 年 月 日
第 号

労働基準監督署長殿

茨城県企業局施設課長
または、茨城県企業局 水道事務所長

低入札価格調査制度対象工事の取扱いについて(通知)

このことについて、下記の工事は、入札の結果、予め設定した調査基準価格を下回ったため、低入札価格調査制度の調査対象となりましたので、安全な施工の確保及び適正な賃金支払いの確保等の観点から、当該工事の監督指導等につきましてご配慮をお願いいたします。

記

- 1 工事名
(債務) 県単第 号 送水管布設工事
- 2 工事場所
郡 町 地内
- 3 工期
平成 年 月 日から平成 年 月 日まで 日間
- 4 工事概要
工 m³
××工 m²
工 m
- 5 予定価格
234,560,000 円
- 6 契約金額
154,321,000 円
- 7 請負業者
(株) 建設
- 8 当該工事の現場監督を担当する出先機関及び当該工事についての照会先
××××事務所 課長
TEL029-111-1111

注：本通知文には、工事場所の位置図を添付すること。